

# 知財活動の変遷と将来展望



知的財産渉外部長  
加藤 恒



知的財産センター長  
木全政弘

## 1. ま え が き

グローバル市場の競争が激化している中、知財権に関する紛争が世界各地で頻発している。グローバルに事業展開する企業では、事業対象国での知財ポートフォリオの構築を進め、競合他社に対する技術優位性の獲得及び紛争などの知財に関するリスクの最小化を進めている。このような状況の下、三菱電機は一段高いレベルの成長を達成するためにグローバル事業を強化しており、知財戦略でも成長戦略と連動し、事業展開を先取りした、いわば水先案内役として各国で知財活動を展開している。

当社知財戦略における基本的方針は、図1に示すように、事業、研究開発、知的財産の活動を三位一体で推進することである。連携を強化するために、各事業本部・製作所・研究所・関係会社の本部長、所長、部長などの各階層で情報共有を図り、知財施策の理解と実行を全社で管理層から担当者まで徹底させている。特に重要な事業や研究開発プロジェクトに関しては、知財重点プロジェクトを設定し、グローバルに出願権利化活動を推進して強力な知財ポートフォリオ構築を図っている。

知財戦略の立案・実行に当たっては、事業対象国・地域の法制度及び紛争リスクなどの調査、事業分野別に知財面での当社の強み・弱みを見える化した分析に基づき、特許費用の効率的活用も考慮しつつ、事業対象国ごとに最適化を行う。また、近年の各国法制度の変化や新興国での権利活用状況を鑑みて、特許のみならず、実用新案、意匠、商標を含めた知財権によって当社事業を多面的に保護する方針としている。

## 2. 当社の知財活動の進化

### 2.1 当社の知財体制

#### 2.1.1 当社知財部門の成り立ち

当社創業時(1921年)の保有権利は、当社設立の母体である三菱造船(株)から譲り受けた特許8件、実用新案2件であった。実質的な知財活動は1923年10月本店技術課(当時の当社神戸製作所駐在)に特許専任技師が配置され、特許係が組織されたことによって始まる(表1)。翌年には30件を出願し、その後も出願件数は伸長して1943年頃には年間約200件に達した。第2次世界大戦中は落ち込んだものの、戦後の経済復興に伴い、1954年には年間300件を超えた。

高度成長期を経て1980年代に入る

頃、米国企業による特許権行使が活発となり、当社も米国その他の外国企業との特許係争に巻き込まれるケースが多発するようになった。このため海外係争事件への対応が急務となり、それまで法務部と特許部に分かれていた渉外機能を結集して知的財産渉外部を発足させた。一方、特許部は特許センターを経て、現在の知的財産センターへと拡大した。

#### 2.1.2 現在の体制

現在の体制は、社長直轄の本社知的財産部門である知的財産渉外部と知的財産センター、各製作所・研究所・関係会社の知財部門からなり、知財担当執行役のもとに、知財活動を展開している。本社知的財産部門は全社戦略の立案、知財重点プロジェクトの推進、特許庁などへの対応を始めとする対外的活動及び知的財産渉外活動を担当する。各製作所・研究所・関係会社の知財部門は全社戦略に基づく個別戦略を推進する。これらの部門は相互に知財ネットワークを構築し、それを融合した、より効果的な活動を展開している。

また、事業を多面的に保護するために、本社知的財産部門の中に意匠、商標の専門組織を設けている。さらに、海外駐在員を米国、欧州及び中国の拠点に置き、海外拠点の知財活動支援や

知財は事業競争力の重要な要素

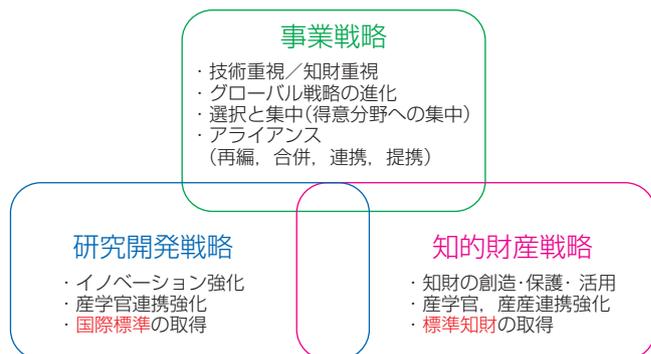


図1. 三位一体の知的財産戦略

表1. 知的財産部門の略史

1921年	三菱電機株式会社 創業
1923年	本店技術課に特許専任技師を配置
1924年	本店技術課特許係発足
1942年	特許課に昇格
1951年	特許部に昇格
	⋮
1989年	知的財産渉外部発足
1994年	特許センター設立
1997年	知的財産センターへ改称
2000年	知的財産渉外部、知的財産センターを社長直轄部門化

本邦と密に情報共有を行うことで、当社グループ全体での事業拠点、研究所、関係会社のグローバルな知財活動を強化している(図2)。

2.2 知財活動の実り

表2は、当社が平成元年以降に受賞した社外発明表彰の主要なものである。このうち、特に重要な発明について次に述べる。

(1) 大型光学望遠鏡すばるの鏡支持システム(平成12年度恩賜発明賞)  
従来の鏡支持システムは、てことカウンタウェイトからなる支持機構を複数用いて鏡の質量と同じ力を発生させて支持する方式であった。しかし、この方式では、支持機構間で発生する力の誤差が大きくなるなどの欠点があり、反射鏡を厚くして剛性を高めなければならず、反射鏡が大型化して製造が困難となる問題があった。また、支持機構に一度設定した力は重力方向の歪(ひず)みを補正するだけであり、反射鏡側の熱歪み補正ができない問題もあった。

図3はこの発明の鏡支持システムの原理図である。反射鏡は多数の力支持機構で支持される。力支持機構で発生する力を検出器で検出して高速フィードバック制御し、アクチュエータによって正確な支持力を発生させる。同時に鏡面変位を測定して、補正する力を力支持機構に低速でフィードバック制御する。二重の力フィードバック制御によって、望遠鏡の角度に対しても正確に反射鏡の支持力を発生させて空間固定し、熱歪みも同様に補正することができる。これらから、反射鏡の厚さを従来の三分の一とした薄い反射鏡を製造することが可能となり、大口径かつ軽量の光学望遠鏡構造を世界で初めて開発できた。

すばる望遠鏡は、地上設置の望遠鏡として世界最高の分解能を持ち、世界の天文学に大きく貢献している。この発明は、平成12年度の全国発明表彰で最も優れた成果として評価され、恩賜発明賞を受賞した(特許第2001778号)。

(2) データ変換装置(情報セキュリティ技術)(平成16年度恩賜発明賞、第35回市村産業賞本賞)

1977年にアメリカ商務省標準局が採用した暗号アルゴリズムDES(Data Encryption Standard)は56ビットの暗号化鍵を持ち、その組合せは約7京(7兆の1万倍)あり、解読するのは不可能に近いとされていた。しかし、当社は1994年線形解読法と呼ばれる解読法でDESの解読に成功し、さらに、

こうした強力な解読法でも解読不能な暗号アルゴリズムとして、1995年に暗号アルゴリズム“MISTY(Mitsubishi Improved Secure Technology)”を開発した。MISTYは、小さい関数の繰り返しで暗号全体を構成する再帰構造であり、暗号の小型化、低消費電力化が可能となった。この構造は、処理時

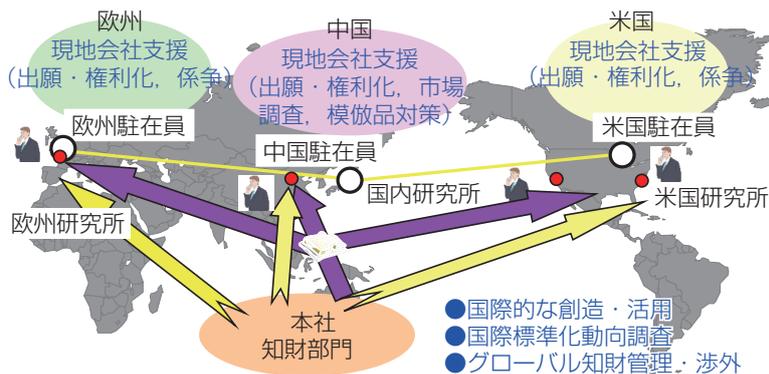


図2. グローバルな知財活動拠点

表2. 社外発明表彰受賞一覧

年度	受賞名	特許登録番号	発明概要
平成元年度	特許庁長官賞	1353403	光ディスクの光スポット位置補正装置
平成5年度	内閣総理大臣発明賞	1493225	高感度赤外線固体撮像装置
平成10年度	特許庁長官賞	1905105	マルチメディアデータ伝送方式
平成12年度	恩賜発明賞	2001778	大型光学望遠鏡の鏡支持システム
平成14年度	経済産業大臣発明賞	2803451	代替冷媒対応冷凍空調装置への非相溶油適用技術
平成16年度	恩賜発明賞	3035358	データ変換装置(情報セキュリティ技術)
平成18年度	21世紀発明賞	3545257	高効率・高濃度オゾン発生技術
平成19年度	発明協会会長賞	3361765	既設配管を再利用した環境配慮型空調機更新技術
平成21年度	21世紀発明奨励賞	3887007	階調制御型インバータ技術
	日本商工会議所会頭発明賞	3245087	放電加工機の制御技術

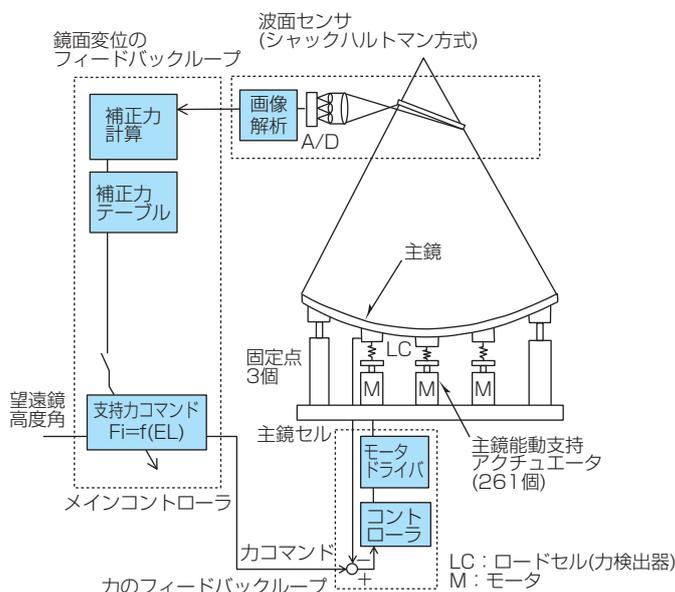


図3. 大型光学望遠鏡すばるの鏡支持システム

## 特集Ⅱ：スマートコミュニティソリューションと知財活動

の並列度が極めて高く、同時に高速化も実現した。

1996年に第三者による安全性評価研究の目的で、MISTYの仕様を公開した。そして一層の普及のため、1998年にMISTYを搭載した製品の開発・事業化を行おうとする企業・法人との特許無償実施許諾契約によるライセンスプログラムを開始した。国内では企業が持つ暗号技術の特許許諾を無償化する試みはこれが初めてであった。これによって、電子商取引用のICカードなど多彩な情報システムや製品への応用が進んだ。

2000年、MISTYをベースとして移動体通信システム用にカスタマイズされた“KASUMI”が、第三世代移動通信システム(Wideband Code Division Multiple Access: W-CDMA)の国際規格を検討している標準化プロジェクト3GPP(Third Generation Partnership Project)の暗号検討ワーキンググループによって標準暗号として採用され、国際電気通信連合“ITU(International Telecommunication Union)”の標準となった。国産暗号技術が必須国際標準となるのはこれが初めてであった。KASUMIが3GPPの標準規格に採用されたことから、国内外の企業・法人からKASUMIを実施するために必須となるMISTYの基本特許について実施許諾の申入れが多数寄せられ、KASUMIについても各企業との無償実施許諾契約によるライセンスプログラムを開始した。

これらの当社暗号技術への取組みが評価され、2003年には第35回市村産業賞本賞を、2004年には恩賜発明賞を受賞した(特許第3035358号)。MISTYは2005年にISO/IEC(International Electrotechnical Commission) /18033-3において国際標準に採用された。

### (3) 高効率・高濃度オゾン発生装置 (平成18年度21世紀発明賞)

オゾンは、反応後に酸素に戻るために残留毒性がなく、消毒・殺菌・脱臭・脱色を目的とした浄水処理装置や部品洗浄装置などで広く利用されている。しかし、この発明がなされた当時はオ

ゾンを多量かつ高効率に発生させることが困難で、オゾン発生の生産性向上(スループット)と処理コストの低減が大きな課題であった。

オゾン発生には、電極間に高電圧を印加して放電を発生させ、放電空間に酸素を含むガスを供給する放電方式が一般に採用されている。従来、オゾン発生効率は電極間のギャップが1mm近傍の場合に最も高くなることが知られていたが、このギャップ条件では放電エネルギーを更に注入してもオゾン濃度が飽和してしまう問題があった。そこで、放電空間におけるオゾンの分解過程に着目し、低エネルギーの電子衝突によるオゾンの分解効果を考慮した独自のオゾン発生特性のモデル化を行って、極短ギャップ放電が優れたオゾン発生特性を示すことを見いだした。この技術を基に、従来の1/5以下である極短ギャップ放電を採用し、投入エネルギーを増大させてもオゾン濃度が飽和することなく、従来の2倍以上高い濃度のオゾンを高効率に発生させることが可能になった。また、極短ギャップ放電によって放電空間のガス冷却効果が劇的に改善され、コンパクトで安価なオゾン発生装置を実現することができた(図4)。オゾン発生の高濃度化と低コスト化を同時に達成し、この発明は2006年に21世紀発明賞を受賞した(特許第3545257号)。



図4. 当社開発の高濃度・高効率オゾン発生装置

### (4) 放電加工機の制御技術(平成21年度日本商工会議所会頭発明賞)

ワイヤ放電加工は、ワイヤ電極と被加工物との間に短い周期で繰り返されるアーク放電によって被加工物表面の一部を除去する機械加工の1つであ

る。導電性材料を被加工物とするが、通常の高速回転のカッター刃では加工できない硬い金属を高精度に加工できる。この技術開発の背景として、金型加工の高速・高精度化の要求があり、太線ワイヤによる速度重視の加工から細線ワイヤによる精度重視の加工を1台で両立できる廉価な放電加工機が望まれていた。

当社は、電源制御を行うスイッチング素子を複数使い、その動作個数と動作時間とを最適に組み合わせた電源制御技術を開発した。これによって、細線から太線まで、ワイヤ径に対応した電流ピーク値の最適な設定が可能となり、加工速度(ワイヤ径0.07mm:110%アップ)と加工精度(±0.003mm→±0.002mm:50%アップ)をともに向上させることが可能となった。図5はこの技術を搭載した最新のワイヤ放電加工機である。この技術によって、高精度金型加工の生産性は飛躍的に向上し、従来加工方法では不可能な特殊材料・部品加工にも適用された。また、消費電力低減、ワイヤ使用量削減などによって、省エネルギー・省資源の放電加工を実現した。この発明は2009年に日本商工会議所会頭発明賞を受賞した(特許第3245087号)。



図5. 当社開発の最新ワイヤ放電加工機

## 2.3 国際標準と特許の融合

国際市場で技術の共通化を図る国際標準化は、経済のグローバル化、技術の複雑化・高度化に伴い、重要性が増している。技術を共通化する国際標準化に対して、知財活動は技術を独占する活動であり、正反対の性質を持つにも関わらず、近年は両者のかかわり

が重要となっている。当社は、国際標準化と連携した知財活動、すなわち標準知財活動として、開発した技術を国際標準につなげると同時に、これを支える標準必須特許の取得に注力してきた。例えばデジタル画像圧縮技術で標準必須と認定された特許群は、パテントプール機構の運用を牽引(けんいん)し、知財権の活用による事業収益の改善・拡大に貢献している。パテントプールのない多くの国際標準化に対しては、標準必須特許を開放して市場の拡大に貢献する一方、差別化技術の知財権を確保することで当社のシェア拡大に努めている。次に、当社のパテントプール活動と、パテントプールのない国際標準化の一例としてCC-Linkについて、それぞれ述べる。

2.3.1 パテントプール活動

ある標準技術に関して多数の企業がそれぞれ多数の特許権を持った場合、この標準技術を実施しようとする企業は特許の実施権を得るために多数の権利者と個別交渉しなければならず、また個別に実施料を支払うため累積額が高額となる。さらに、近年の知財重視の傾向によって、各権利者への支払額も高額化しているため、たとえ標準技術の開発企業といえども実施が困難となってきている。

この問題を解決するため、標準技術の必須特許保有者がそれぞれ持つ必須特許を持ち寄り、比較的廉価な実施料でライセンスするパテントプールを形成する対応が取られている。これによって、標準技術の利用者は個別交渉が不要で、しかも個別に支払うより廉価で必須特許の実施権を得ることができる。一方、個々の企業が支払う実施料が低額でも、標準技術の利用が広まり実施料を支払う企業が増えることで、特許権者は結果的に妥当な実施料収入を得ることができるようになった。

当社は、代表的なパテントプールであるデジタル動画画像圧縮技術に関する標準規格MPEG-2(Moving Picture Experts Group phase 2)の設立当初からのメンバーであったほか、その改良規格であるMPEG-4 Visual,

MPEG-4 AVC(Advanced Video Coding) /H264, VC(Video Coding)-1, MVC(Multiview Video Coding)等に参画、第三代移動体通信技術W-CDMA, DVD, ブルーレイディスクそれぞれの標準規格に関するDVD6C, PremierBD<sup>(注1)</sup>, デジタルテレビ放送に関するATSC(Advanced Television Systems Committee), (一財)電波産業会(ARIB)のデジタル放送技術, CATVデジタルケーブル放送技術といったパテントプールにも参加している。

2.3.2 CC-Link

CC-Link<sup>(注2)</sup>は、1996年秋に当社が発表したFAに関する様々な機器を接続する新しいフィールドネットワークで、主に日本を中心としたアジアで普及している。当時、この分野の世界標準として米国を中心としたDeviceNet<sup>(注3)</sup>, 及び欧州を中心としたPROFIBUS<sup>(注4)</sup>が多くのユーザーに使用されていた。CC-Linkを世界で使われる地位に高め、当社のFA事業をグローバルに展開するためには、これら先行する両技術に肩を並べる必要があった。このため、当社は2000年にCC-Link協会というコンソーシアムを設立し、CC-Link技術の仕様を公開してFA機器のユーザー及びベンダーに参加を呼びかけた。そして、CC-Link公開仕様に必須の特許を無償開放することで、パートナーが参加しやすい環境を作った。現在、CC-Link協会の会員

企業は2,100社以上、製品は1,300種類以上をサポートしている。CC-Linkは2007年にISOで国際標準化され、またIECではIEC61158, IEC61784として国際標準化されている。

最新のCC-Linkファミリーでは、図6のようにCC-Linkに安全通信機能を追加した安全用ネットワークのCC-Link Safety<sup>(注2)</sup>, イーサネット<sup>(注5)</sup>をベースとした統合ネットワークのCC-Link IE<sup>(注2)</sup>も追加されている。

当社の知財戦略として、国際規格化した伝送経路上に載る情報に関する特許を規格特許として無償開放する一方で、規格化しない機器内部の制御に関する特許は周辺特許としてCC-Link協会加入パートナーにだけ開放することで、機器ベンダーはCC-Link協会に加入すればCC-Linkに接続する機器を容易に生産できるメリットがある。一方、当社は高付加価値製品の製造に必要な差別化技術を他社に開放せず当社技術の保護を図り、シーケンサなどのコントローラビジネスで高いシェアを維持している。

- (注1) PremierBDは、PREMIER BD Patent Licensing Groupの登録商標である。
- (注2) CC-Link, CC-Link IE, CC-Link Safety, CC-Link/LTは、CC-Link協会の登録商標である。
- (注3) DeviceNetは、ODVAの登録商標である。
- (注4) PROFIBUSは、PNDの登録商標である。
- (注5) イーサネット, Ethernetは、富士ゼロックス株の登録商標である。

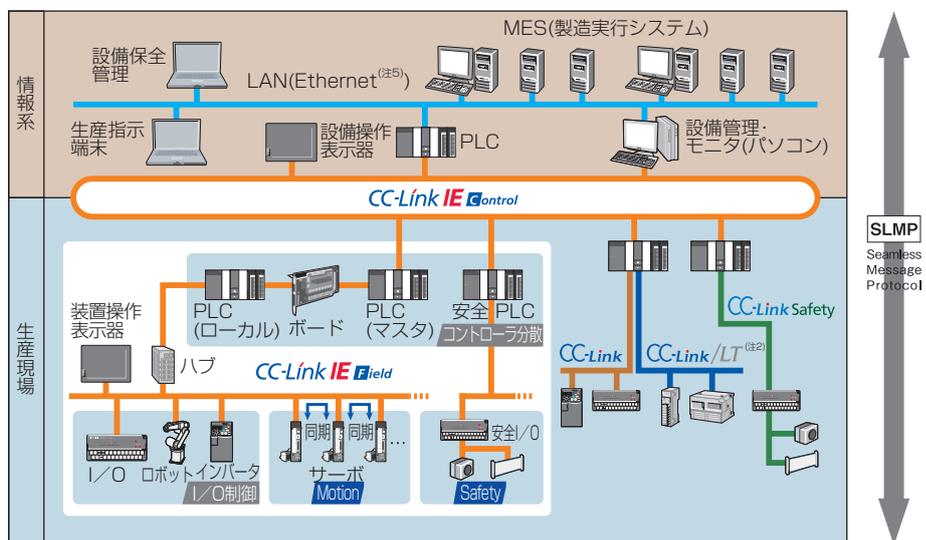


図6. CC-Link ファミリー



車載用DIATONE



三菱カーナビゲーションシステム



三菱掃除機初代風神



ラインフローファンを搭載した  
1968年の霧ヶ峰



三菱ルームエアコン霧ヶ峰Zシリーズ



三菱サイクロン式掃除機風神  
TC-ZXD30P

図7. 当社の代表的な商標

## 2.4 商標

### 2.4.1 代表的な商標

当社が長期にわたって製品に使用している重要な商標である“ダイヤトーン”“DIATONE”“霧ヶ峰”“風神”について次に述べる(図7)。

#### (1) ダイヤトーン, DIATONE

ダイヤトーン, DIATONEの商標は1946年に登録されスピーカー, ラジオのブランドとして使用された。1960年代よりコンシューマー向けオーディオ機器, 更にカーオーディオ機器にも使用され広く親しまれた。現在も高級スピーカーのブランドに加え, 高音質のカーナビゲーション“DIATONE SOUND.NAVI”でも当社を代表するブランドとして認知されている。

#### (2) 霧ヶ峰

霧ヶ峰は1966年に商標登録, 翌1967年に発表した壁掛け型セパレートエアコンで使用された。翌1968年の霧ヶ峰は当時世界で初めてラインフローファンを使用した画期的な製品であった。その後, 1986年に温感自動コントロール機能を搭載, 2005年に可動式温度センサー“ムーブアイ”を搭載した。最新の霧ヶ峰では, 手足の温度まで見つめる“ムーブアイ極(きわみ)”とほしいところに風を届け自然の風のゆらぎも再現する“匠(たくみ)フラップ”を搭載している。霧ヶ峰は当社ルームエアコンの

商標として現在まで40年以上にわたって親しまれている。

#### (3) 風神

風神は, 同じく1967年に発売されたオールプラスチックで小型軽量の電気掃除機に使用された。当時, テレビのプロレス中継では, 試合の前に風神でリングを掃除する様子が話題となった。その後, 不織布フィルタ採用の“風神ロシポーザ”(1972年)や温風でダニを退治する“ダニパンチ”(1987年), 快足大車輪の“くるリーナ”(1991年)などを経て, 2010年, 25年ぶりにサイクロン式掃除機の商標として風神が復活した。2011年には風神と対をなすネーミングの紙パック式掃除機“雷神”も発売され, とともに高性能な当社掃除機のイメージ確立に貢献している。

### 2.4.2 三菱マーク

三菱マークとは  のほか, 三菱, みつびし, ミツビシ, MITSUBISHI, スリーダイヤ, スリーダイヤモンド, THREE DIAMONDS, 及びこれらと同義又は同音の外国文字を指す。

三菱マークの持つ価値や信用を守り, 維持していくために, 三菱グループ各社は終始一貫して一流の製品・サービスを提供するとともに, 三菱マークの商標権を確保して, その適切な管理に努めている。万一第三者による三菱マークの不正使用がある場合に

は, これを防御・防止するなどの対策を講じている。三菱マークの最初の商標登録は今から100年前に登録されたのが最初である(図8)。当初は三菱グループ各社がそれぞれの発意に基づき必要に応じて登録していたが, 1968年に原則として三菱商事(株)名義で登録することを決めた。結果, 現在では約3,850件が三菱商事(株)名義, 残り350件がそれ以外の会社での登録となっている。当社は電気機器, 空調冷熱機器等の分野で日本では三菱商事(株)と共有, そして米国, 中国, 台湾などで単独で商標権を持っている。



図8. 三菱商標の公報(大正3年登録)

三菱マークはグループの共有財産であるため各社が勝手に商標出願してはならず, 三菱グループ内での審議を経て行われている。出願の態様は基本形のみとし, “三菱電機”“MITSUBISHI ELECTRIC”といった会社名の態様で

は行わない。三菱マークは日本では一部を除くほぼ全ての分野をカバーしている。外国では主要国のほか、最近では伸張著しいアフリカ諸国での登録充実化に注力している。

### 2.4.3 コーポレートステートメント

2001年、当社は創業80年を機に企業スローガンを改訂し、コーポレートステートメント"Changes for the Better"を制定した。"Changes for the Better"は、日本及び海外で商標登録し"三菱電機グループは、常により良いものを目指し、変革していきます"という目標・姿勢を世界にアピールしている。

さらに、2009年には環境ステートメント"eco changes"を制定した。"家庭・オフィス・工場や社会インフラ、そして宇宙にいたるまで、当社グループの特長である幅広い事業を通じた地球温暖化防止と環境循環型社会に向けたチャレンジ"という環境経営姿勢を表現したものである。翌2010年には"eco changes-for greener tomorrow"をグローバル展開した。これらも日本及び海外で商標登録し、当社環境経営のアピールに貢献している。

## 3. 今後の展望

### 3.1 現状の課題と取組み

#### 3.1.1 PAE対応

米国では、自ら製造・販売などの事業を行わず和解金やライセンス料を得ることを目的として特許権を行使する組織及び団体(Patent Assertion Entity : PAE)による係争が多発している。これらは、権利侵害を主張するよりも敗訴の場合の高額な賠償金リスクを前面に出して金銭和解を主張する脅し的な手法によるものが多く、問題とされている。これは、日本や欧州に比べて特許権の取得や侵害訴訟の提

起が比較的容易、懲罰的賠償制度や陪審員裁判制度があり訴訟リスクの予測が困難といった米国の法律、訴訟制度も関係する。米国では法改正などによる対策が行われつつあるが、PAEの活動は依然として活発である。当社としては、法改正や判例の動向を注視しながら不当な権利行使には毅然(きぜん)として対応を進めている。

#### 3.1.2 技術漏洩・模倣品問題

当社のグローバル事業拡大に伴い、新興国との製品・技術の取引が急増する中で、現地企業への意図しない技術漏洩(ろうえい)が懸念されている。重要な技術については現地国で特許出願するなど法的な権利確保に努めるとともに、契約や人的・物理的手段による管理を強化している。

また、新興国の技術レベルが向上するにつれて、模倣品製造も活発化している。品質は粗悪ながら一見真正品と見まがうばかりの品も現れ、その流通手段もますます巧妙化している。このような模倣品は真正品の市場を奪いブランドの価値を損なうだけでなく、粗悪な品質のために製品事故が発生し、購入した顧客を危険にさらす可能性がある。当社は、新興国でも特許権、意匠権、商標権等の確保による当社事業の保護を進めるとともに、現地政府機関との連携を強化して模倣品の摘発に努めている。

### 3.2 明日に向かって

#### 3.2.1 新しい知的財産保護制度への対応

技術革新や社会のニーズ、国際調和などに合わせてグローバルに知財制度の改正が行われている。

米国では2011年に特許法が大幅に改正され、"先発明主義"から日本と欧州などと同じ"先願主義"に移行するな

どの様々な重要な改正が行われた。欧州では統一特許制度及び統一特許裁判所が導入され、これらは2015年以降の施行見込みである。また中国でも2014年5月から第三次改正商標法が施行され、プロパテントの傾向がみられる第四次専利法(特許法)改正が進められている。当社は、主な出願国であるこれらの国々に加え、事業拡大が見込まれるインドなどを含む新興国の知財制度の動向についても注視し、これらに柔軟に対応した知財活動を推進し、当社技術の適切な保護に取り組んでいく。

商標では、2014年の改正で欧米諸国で保護対象となっている色彩や音が、伝統的な文字、図形、記号、及び立体的形状(いわゆる立体商標)に加え、商標として保護されることとなった。具体的な活用手法について、今後実務面からの検討を進めていくことになる。商標・ブランドは長年の事業活動によって築いてきた信用・信頼を象徴するものであるから、これまで使用してきた商標も含めて当社のブランド価値を総体的に保護していく。

#### 3.2.2 事業のグローバル化への対応

現在、当社は全社的に海外知財権の増強に取り組んでいる。その活動を示すものとして、当社の2013年の国際特許出願公開件数は約1,300件で、世界12位(日本企業では4位)となり、2010年の約700件と比べて大幅に増加した。近年は、各国の知財制度やビジネス環境に応じて実用新案や意匠の権利数も増加しており、今後も一層の強化を継続し、グローバルな知財ポートフォリオ構築を目指す。

また、中長期的視点でグローバル化に対応できる人材を育成しており、今後も更に一段高い活動を実現するためのグローバルな知財体制を構築していく。